

# 鹿児島県サイクルツーリズム推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、鹿児島県サイクルツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、県内市町村及び関係団体等が連携・協力し、本県の自然・景観など豊かな地域資源を活かしたサイクルモデルルートを設定し、国内外へ地域の魅力を発信することにより、県内全域への自転車による周遊観光を推進し、交流人口の拡大を推進することを目的とする。

(内容)

第3条 前項の目的を達成するため、次に掲げる事項に関し、協議・検討する。

- (1) 鹿児島県におけるサイクルモデルルートの設定
- (2) サイクルツーリズムに係る情報発信
- (3) サイクルツーリズムに係る受入環境
- (4) その他サイクルツーリズム推進に係る事項

(組織)

第4条 協議会は、自転車及び観光に関わる関係機関をもって組織する。（別表1）

(任意入退会)

第5条 協議会は、任意に入退会することができる。

(座長)

第6条 協議会に座長を置き、会員の互選によりこれを定める。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(部会)

第7条 協議会は、地域ごとに部会を設け、検討を行うことができる。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するために事務局を置く。協議会の事務局は鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課内に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規約は、令和3年7月8日から施行する。

令和4年4月1日 一部改正

## 別表 1 (第 4 条関係)

9 6 団体 (令和 5 年 6 月 7 日時点)

市町村	鹿児島市
	鹿屋市
	枕崎市
	阿久根市
	出水市
	指宿市
	西之表市
	垂水市
	薩摩川内市
	日置市
	曾於市
	霧島市
	いちき串木野市
	南さつま市
	志布志市
	奄美市
	南九州市
	伊佐市
	始良市
	さつま町
	長島町
	湧水町
	大崎町
	東串良町
	錦江町
	南大隅町
	肝付町
	中種子町
	南種子町
	屋久島町
	大和村
	宇検村
	瀬戸内町
	龍郷町
喜界町	
徳之島町	
天城町	

市町村	伊仙町
	和泊町
	知名町
	与論町
国土交通省 九州地方整備局	鹿児島国道事務所
	大隅河川国道事務所
	川内川河川事務所
観光関連団体	公益社団法人 鹿児島県観光連盟
	公益財団法人 鹿児島観光コンベンション協会
	枕崎市観光協会
	株式会社まちの灯台阿久根
	一般社団法人 出水市観光特産品協会
	公益社団法人 指宿市観光協会
	一般社団法人 日置市観光協会
	一般社団法人 曾於市観光協会
	公益社団法人 霧島市観光協会
	いちき串木野市観光特産品協会
	一般社団法人 南さつま市観光協会
	一般社団法人 奄美群島観光物産協会
	一般社団法人 志布志市観光特産品協会
	南九州市観光協会
	一般社団法人 始良市観光協会
	一般社団法人 さつま町観光特産品協会
	一般社団法人 南大隅町観光協会
	肝付町観光協会
	屋久島観光協会
	喜界島観光物産協会
	一般社団法人 徳之島観光連盟
	一般社団法人 おきのえらぶ島観光協会
	株式会社薩摩川内市観光物産協会
	株式会社おおすみ観光未来会議
一般社団法人 あまみ大島観光物産連盟	
一般社団法人 いぶすき観光デザイン	
サイクル関係者	鹿児島県自転車競技連盟
	鹿児島県サイクリング協会
交通関係者	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
	肥薩おれんじ鉄道株式会社
	鹿児島県旅客船協会

交通関係者	日本エアコンピューター株式会社
	鹿児島空港ビルディング株式会社
	一般社団法人 鹿児島県タクシー協会
	公益社団法人 鹿児島県バス協会
その他関係団体	社会福祉法人 鹿児島県身体障害者福祉協会
	一般社団法人 鹿児島県視覚障害者団体連合会
	一般社団法人 鹿児島県聴覚障害者協会
鹿児島県警察本部	交通部交通規制課
鹿児島県	観光・文化スポーツ部PR観光課
	観光・文化スポーツ部スポーツ振興課
	総務部男女共同参画局くらし共生協働課
	総合政策部交通政策課
	土木部道路維持課
	鹿児島地域振興局
	南薩地域振興局
	北薩地域振興局
	始良・伊佐地域振興局
	大隅地域振興局
	熊毛支庁
	熊毛支庁 屋久島事務所
	大島支庁